

## Mine秋吉台ジオパーク活動応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、Mine秋吉台ジオパークが有する貴重な地形、自然環境及び歴史的な遺産の保護・保全並びに再発見を目的とし、活動団体又は地域住民組織が行う自然環境の保護・保全活動、教育・普及活動及び魅力向上の取組などのMine秋吉台ジオパークの活動の充実及び地域社会の持続的な活性化に資する活動を応援するため、Mine秋吉台ジオパーク活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げるもの（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 活動団体 自主的な運営が行われる団体で、次に掲げる事項のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 公益に寄与する活動を行うこと。
  - イ 構成員が5人以上で、そのうち1人以上は美祢市内に住所を有する者であること。
  - ウ 定款、規約、会則等を定めていること。
  - エ 政治的及び宗教的活動を行わないこと。
  - オ 営利を目的とした活動を行わないこと。
  - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の関与がないこと。
- (2) 地域住民組織 単一又は複数の行政区から構成される組織をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、会長がMine秋吉台ジオパークの活動の充実及び地域社会の持続的な活性化に資すると認める事業であって、団体等がMine秋吉台ジオパークにおいて行う次に掲げるものとする。

- (1) 自然環境の保全、再生、又は維持（以下この条において「保全等」という。）のための活動事業
- (2) 希少な動植物の保護（以下この条において「保護」という。）のための活動事業
- (3) 保全等又は保護に係る教育、広報宣伝又は調査研究のための活動事業
- (4) 遊歩道等の整備又は補修のための活動事業
- (5) ガイド育成のための活動事業

(6) 地域の魅力の再発見又は向上のための活動事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に認める活動事業

2 前項の規定にかかわらず、国、県、他の地方公共団体、民間団体等からの委託、補助又は助成を受けて行う事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 団体等の経常的な運営経費

(2) 団体等の事務所等に係る維持管理経費

(3) 団体等の構成員に対する人件費、謝金、旅費及び食糧費

(4) 団体等が支出したことを明確に証明できない経費

(5) 補助事業に要する経費であることを客観的に証明できない経費

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に直接関係のない経費及び交付対象とすることが社会通念上適正でないと思われる経費

(補助金の額等)

第5条 会長は、毎年度予算の範囲内において、一団体等につき一年度一事業限り補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、一団体等につき20万円を限度とし、補助対象経費（補助対象事業の実施により団体等に収入がある場合は、その収入額を減じた額）の合計額の10分の10以内で会長が定めた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一団体等が同一の補助対象事業を継続した場合における2年目の補助金の額は10万円を限度とし、3年目の補助金の額は5万円を限度とする。

3 一団体等における同一の事業の継続は、3年を限度とする。

(補助対象者の公募)

第6条 会長は、募集要項を定めた上、補助対象者を公募により募るものとする。

2 前項の募集要項には、募集期間、審査方法、審査基準等を記載するものとする。

3 補助対象者は、団体の構成員を対象とした出前講座の受講及び事務局との意見交換会を経た上で申請しなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 構成員名簿（別記様式第4号）
- (4) 規約、会則等（活動団体の場合に限る。）
- (5) 事業を広報宣伝するための書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 会長は、補助金の可否を決定したときは、選考結果通知書兼交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により申請団体等に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付すことができる。

（事業計画の変更）

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けたもの（以下「補助団体等」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書（別記様式第7号）
- (2) 変更収支予算書（別記様式第8号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、事業内容の変更の承認をしたときは、事業計画変更承認書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（事業の中止及び廃止）

第10条 補助団体等は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）届出書（別記様式第10号）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助団体等は、補助対象事業を完了したときは、完了した日から30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第12号）
- (2) 収支決算書（別記様式第13号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 会長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、確定通知書（別記様式第14号）により補助団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助団体等は、前条の規定による通知の後に補助金交付請求書（別記様式第15号）により補助金を請求するものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、第8条第2項の規定による交付決定の後に当該決定した額の10分の8に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とし、概算払いにより請求することができる。

(交付の決定の取消し)

第14条 会長は、補助団体等が第10条の規定による事業の中止又は廃止を申請したとき又は次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。

2 会長は、前項の規定により 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助団体等に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第15条 補助団体等は、事業の収支に関する一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了後5年間保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第16条 会長は、必要があると認めるときは、補助団体等に対し、報告を求め、若しくは事業実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

## 別表第1（第4条関係）

## 交付の対象となる経費

費目	内容
賃金	事業の実施に直接必要な賃金
報償費	参加賞代及び講師等への謝礼
旅費	講師等旅費及び市内宿泊費
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費
役務費	通信運搬費、広告宣伝費、手数料及び保険料
委託料	事業に必要な作業、業務等委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機械器具賃借料及び有料道路通行料
工事請負費	工作物等の造成、製造、改造、除却等
原材料費	苗木や補修材料などの購入費等
備品購入費	事業の実施に必要な機材（団体で管理ができる物）の購入費
負担金	研修参加費、その他これに類する経費
その他	市長が必要と認める経費